

第3回始良中央地区合併協議会会議次第

日時 平成15年 6月26日（木）午後1時00分から

場所 国分シビックセンター多目的ホール

1. 開 会
2. 会長あいさつ
3. 諸般の報告（協議会の行事や事務局の動き）
4. 議 事
5. 次回の会議内容について
6. その他
7. 閉 会

行政視察（2回目＝国分市－霧島町－牧園町－横川町）

会 議 出 席 者

有村久行委員	原 京子委員
福島英行委員	山口茂喜委員
木原数成委員	大庭 勝委員
吉村久則委員	脇元勝己委員
津田和 操委員	湯前則子委員
小原健彦委員	新村 俊委員
西村新一郎委員	宮田揮彦委員
笹峯 護委員	上村哲也委員
東麻生原 勉委員	榎木ヒサエ委員
池田 靖委員	松山典男委員
川畑 繁委員	石田與一委員
徳田和昭委員	永田龍二委員
川東清昭委員	徳永麗子委員
常盤信一委員	砂田光則委員
木場幸一委員	岩崎薩男委員
黒木更生委員	松永 讓委員
迫田良信委員	狩集玲子委員
浦野義仁委員	原田統之介委員
川畠 暁委員	児玉實光委員
川畑征治委員	八木幸夫委員
西 勇一委員	林 麗子委員
松枝洋一郎委員	
小久保明和委員	
諏訪順子委員	
延時力蔵委員	
今吉耕夫委員	
今島 光委員	
秋峯イクヨ委員	
道祖瀬戸謙二委員	
森山博文委員	
東鶴芳一委員	

會議欠席者

「開 会 午後 1時00分」

○始良中央地区合併協議会事務局参事（仙場 裕也）

間もなく会議が始まりますが、会議に先立ちまして配付資料の確認と連絡事項をさせていただきます。事前に配付いたしております始良中央地区合併協議会第3回会議資料、それから、ホームページのトップページ、A4、1枚の資料でございます。それから、まちづくりフォーラムまちづくりニュース第1号が1部でございます。それから、今日行政視察終了後に行われます懇親会の配席表が1枚でございます。この懇親会の配席表につきましては、懇談の中で幅広く交流いただきやすいように、それぞれの役職や学識経験者委員がそれぞれの市町村内で重ならないように協議会の役員名簿を基に順番、順番に本日のテーブルに割り振りをさせていただきましたので、その趣旨をご理解いただければと思います。それから、机の上にあらかじめ置いてありましたネームプレートにつきましては、前回同様、行政視察の際バスの中で、それから視察後の懇親会の懇談の席上で着用いただきご利用いただければと思います。よろしくお祈りします。以上で配付資料の確認と連絡事項は終わります。その場で姿勢を正してください。一同、礼。本日は当協議会規約に定めます委員の方の2分の1以上の出席という定足数を満たしておりますので、ただいまから第3回始良中央地区合併協議会を開会いたします。まず初めに当協議会の鶴丸会長がごあいさつを申し上げます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

皆さんこんにちは。本日第3回目の始良中央地区合併協議会を開催いたしましたところ、皆様方には大変ご多忙の中ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。本日はお手元にお示しいたしております会次第で協議を進めてまいります、3点でございます。1点目は、ご案内のとおり、この協議会におきましては次回で開催、次回の会議の時の内容を事前にお示しをするという方式をとってございますので、次回では合併協定項目についてのご議論をいただきたいということで、その関連の資料の説明をさせていただきたいという点でございます。それから、2点目につきましては、この会が終わりました後、先般の福山、溝辺、隼人町の行政視察に引き続きまして国分、それから霧島、牧園、横川という行政視察をしていただくということでございます。終わりましたまたこちらに帰っていただきましてまた皆さん方との会食を挟んでの意見の交換会をするということで進めさせていただきたいと思っております。そのほかに2、3その後の状況等につきましてご報告を申し上げておきたいと思っておりますが、合併のこの新市のまちづくり計画につきましては、現在アンケート調査を行っているところでございまして、住民の皆さん方の意見を反映するというところでアンケート調査を行っているところでございます。加えまして第1回目のフォーラムも委員会がここで開催をされておりまして、そのほかそれぞれの市町村におけるまちづくり会議等が開催されたり、今開催の準備がされているという状況にございますが、一方、行政の側におきましてもワーキング、いわゆる財政課担当、企画担当で構成いたしますワーキング会議を開催を去る6月13日、

19日に開催をいたしまして、その素案づくりに着手いたしているところでございます。加えましてこの6月の末から7月の中旬にかけて各首長に対しますヒアリング等が行われるということになってございまして、計画づくりにつきましてもそれぞれの形で着実に進行が進められているという状況にあるところでございます。また、一方、事務事業、たくさんあります各市町村の事務事業の一本化につきましても、既に、どういう事業の項目の調整をすべきかということで、その洗い出しの作業を6月のもう13日の段階で終わっておりまして、今その洗い出した事業についての入力を進める、電算処理をするための方式として帳票等の策定を業者に委託をいたしているところでございますが、7月の1日、2日に今度はこれらは各市町村の職員に対しましてそのアンケート調査表の記入の方法等についての説明をしていくということになっているところでございます。また、一方の情報の提供ということにつきましても、もう皆さん方のお手元には届いたかと思えますけれども、協議会だよりというのを第1回目を発行いたしました、お手元でございますように、今回は6月の16日にはホームページを立ち上げてございます。このホームページにつきましても、この会議での議会の内容、議論の内容、こういったものをすべてアクセスできるような形にしているところでございまして、そういった形での情報の提供を進めていきたいというふうにも考えております。また、お手元の資料の中にフォーラムの第1回目のフォーラムだよりと、フォーラムという形でこういうパンフレットもつくってあろうかと思えます。これは今後各市町村の方にもお配りをいたします。そしてそれぞれの市町村におきまして置いてございましてまちづくり委員会等への活用を図っていただきたいということを考えているところでございます。今日は先ほど申し上げましたような形で進めてまいりたいと思えますけれども、どうかよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。簡単でございますが、ごあいさつに代えさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○始良中央地区合併協議会事務局参事（仙場 裕也）

それでは、会議に入らせていただきます。これからの議事の進行につきましては、協議会規約に基づきまして会長が議長を務めさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

それでは、しばらくの間会議の議長を務めさせていただきます。委員の皆様方のご協力・ご意見方よろしくお願い申し上げます。初めに会次第の3の諸般の報告でございます。合併協議会の行事や事務局の動き等につきまして事務局の方での説明をお願いします。

○始良中央地区合併協議会事務局長（藤田 満）

それでは、諸般の報告についてご説明申し上げます。資料は2ページでございます。それぞれ期日を追って状況が説明してございます。ただいま会長の方からあいさつの中で触れたものがございまして、それらにつきましては若干割愛をさせていただきます。6月の1

2日でございますけれども、本協議会の第2回の行政視察がございましたが、同日に第1回の電算情報専門部会と分科会の合同会議が開かれまして、特に電算部門に関しましては合併にあたりましてはかなり速いペースで作業を進めなきゃいけないという部分がございますのでこの日に合同会議を持っております。それから、6月の13日には、今ありましたとおり、第2回のまちづくりワーキング会議、それから新市の将来構想の住民アンケート調査の用紙の配布を各市町を通じましていたしております。続きまして6月の16日につきましてはホームページの運用を開始いたしております。お手元にありますトップページが掲載してございますが、これらの内容について掲載をいたしております。なお、また、今後必要なものにつきましては項目を増やしていく予定にいたしております。6月の19日でございますけれども、第3回目のまちづくりワーキング会議、それから第3回の幹事会を開催いたしまして、この幹事会の内容につきましては、合併協定の項目について、それから年間の協議会の協議計画について、それから協定項目のうち基本4項目と言われるものについて、これは合併の方式、それから合併の期日、それから新事務所の位置等について協議を行っております。それから、6月の24日でございますけれども、これは加治木総務事務所管内に法定協議会を設置しております事務局長等の会議を開催いたしております、連絡会でございます。今後それぞれの協議会と一部事務組合等の在り方等についていろいろと連絡を交わしながらこの作業も進めていかなきゃならない面があるというようなことから是非このような会議を立ち上げるべきというようなことがございまして、この日に第1回目の連絡会が開催されております。加治木総務事務所の方の労によりましてこの会議がスタートいたしました。それから、本日の6月26日第3回の協議会でございます。以上がその後の諸般の報告でございます。以上で終わらせていただきます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ただいま事務局の方から説明がございましたが、何かご意見・ご質問ございませんでしょうか。

[「なし」と言う声あり]

特にご質問がないようでございますので、諸般の報告につきましては終わらせていただきます。続きまして会次第4の議事でございますが、今回は、報告、協議、議決事項等特にございません。それでは、次に、会次第第5、次回の会議内容についてでございます。先ほどあいさつの中でも申し上げましたところでございますが、協議事項第3号の合併協定項目につきまして事務局の方から説明をお願い申し上げます。

○始良中央地区合併協議会事務局次長（濱住 正治）

資料の3ページからですが、次回の協議の内容の説明ということで合併協定項目につきまして説明をさせていただきたいと思っております。1市6町で合併するとした場合、現在各市町村が行っているすべての事務事業について調整が必要になります。その一元化の調整方針につ

きましては、5月22日の第1回の協議会で承認され、先ほど会長の方からあいさつの中でもございましたとおり、各市町において事務事業項目を確定現在して、次の段階に項目の洗い出し作業というのがございます。それに取りかかる準備をしているところでございます。その項目の中で特に住民生活に直接影響のある事務事業や政策的に重要な事務事業等の項目を集約して協議会で協議を行い、その結果を最終的に合併協定書として取りまとめる項目が合併協定項目でございます。それでは、開けていただきまして4ページをお開きください。合併協定項目を三つに分けておりますけれども、基本的協定項目、合併特例法による協定項目、そしてその他必要な協定項目ということで区分し、それぞれ5項目、6項目、40項目で合計の51項目の提案となっております。これは5月22日の第1回目の協議会に協議会規約の説明資料として添付したものと比較しますと2項目少なくなっております。協議内容に変更はございませんけれども、5月22日のこの項目の25番目に報酬、給与等の取り扱いというのがございましたけれども、今回はこれを12番目の特別職の身分の取り扱いに包括いたしました。そして一番最後に、27番にその他とありましたが、大きい追加項目につきましてはその都度協議会に諮り追加していくということで、これは削除して51項目の提案となっております。また、項目は総務省が発行しておりますマニュアル及び先行しております複数の協議会等を参考にして作成いたしました。この提案の意味は、協定項目としてこの51の項目でよろしいかという提案でございます。個別内容の審議ではございません。そしてこれらの協定項目につきましては、今後分科会、専門部会、幹事会でそれぞれ調整して、そして法定協議会で一つずつ協議していただきますが、この一つ一つについて合意内容を文書で書き入れていく作業になります。そしてこの合併協定項目の合意内容は、来年に計画されております住民説明会の資料にもなり、そして最終的には、先ほど申しましたけれども、合併協定書として取りまとめるものでございます。それでは、5ページからですけれども、協定項目の協議内容ということで9ページまであります。51の区分は変わっておりません。協議内容の欄ですが、一つ一つの項目の説明、そして今後どのような協議をする必要があるかということを書いております。協議結果でもございません。また素案でもございません。それでは、主な協定項目の協議内容を簡単に説明させていただきたいと思っております。まず、基本的協定項目で、自治体の存立に関わる基本的な項目で特に1番から4番につきましては基本4項目と言われておるものでございます。1番目の合併の方式でございますけれども、新設合併、いわゆる対等合併とするか、編入合併、いわゆる吸収合併とするかは合併の最も基本的な事項であり、今後の協議の土台をなすものであります。ちなみに始良中央地区の合併準備協議会では新設合併、対等合併ということで話が進められた経緯がございますけれども、この協議会には第5回の協議の項目で合併の方式を協議を予定しております。2番目の合併の期日でございますけれども、現時点におきましては合併特例法の有効期限が平成17年3月31日で、同期限までに合併が行われない場合は財政支援措置は受けられないとなっております。しかし、先の

第27次の地方制度調査会の中間報告の中で、現行の合併特例法は延長しないことを前提に、平成17年3月31日までに関係市町村が議会の議決を経て知事への合併の申請を終えたものについては、合併特例法の財政支援等を引き続き適用する旨の経過措置を決定しております。11月の同調査会の最終答申を受けての政府の対応が待たれるところですが、このことにつきましても第5回の協議会で協議を予定しております。なお、3番目からは、協議内容が新設合併と編入合併で異なるものにつきましては、新設合併の内容を整理して掲載しております。編入合併につきましては、10ページの方に新設合併、編入合併の対比ということで出しておりますので、後もってお目通しをお願いしたいと思います。それでは、3番目の新市の名称でございますけれども、新設合併の場合は、近年の事例におきましては、協議会委員から選考委員を選出していわゆる小委員会を設置して、早い時期に公募を行い、公募結果を基に協議を進めるということが一般化しておるようでございます。これは第6回の協議会に提案をする予定でございます。4番目の新市の事務所の位置、本庁舎の位置でございますけれども、これも第6回の協議会に提案の予定でございます。次に、一つ飛びまして、次に、6番から11番までの合併特例法による協定項目ですが、これらは合併特例法の中に特例措置がうたい込んであるものでございます。6番目の新市のまちづくり計画でございますが、住民アンケート、そして、また、まちづくりフォーラム委員による提言等も考慮して作業を今後進めてまいります。新市のマスタープランとして役割を果たすもので、建設に際しての基本方針、骨幹となるべき事業、財政計画等について計画を策定する予定でございます。7番目の議会議員の定数及び任期の取り扱いと9番の農業委員の定数及び任期の取り扱いでございますが、それぞれ合併特例法に合併に伴うその定数であるとか、任期について特例措置が設けてあります。この特例適用の有無について協議をしていただくことにしております。すいません。10ページの方をちょっと見ていただきたいと思います。先ほど言った新設合併と編入合併のことについて書いておりますけれども、縦に見ていただければ、新設合併が左、編入合併が右側ですけれども、その中ほどに議員について、そしてその下に農業委員について書いております。議員につきましては、原則合併と同時に議員は失職して、新しい市の法定数による設置選挙を行う。この10万人から20万人につきましては34人の法定数となっております。そして特例措置といたしまして、設置選挙はするんですけれども、最初の4年間については法定数の2倍、68人までの定員で設置選挙をする方法と、あと一つの方法が、今いらっしゃる議員の方々が最高2年まで在任することができる在任特例というのがございます。今120人1市6町ではおられるようでございます。この選択の有無ですね。それと農業委員会につきましては原則は先ほどの議員と一緒に。そして特例といたしまして、現在選挙で選ばれた委員が10人から80人の範囲で1年間は在任できる在任特例がございます。今現在選挙で選ばれた方が73人ほどいらっしゃるようでございます。すいません。5ページの方に返っていただきたいと思います。8番の地域審議会の設置でございますが、先に申しました地

方制度調査会の中間報告で「合併後総じて規模が大きくなる基礎的自治体内において、住民自治を強化する観点から、合併前の旧市町村の単位を基本として地域自治組織を設けることができるとする制度を創設する。」と決定しており、地域審議会との関係も含めて、先ほど言ったように、11月の同調査会の最終答申を受けての政府の対応が注目されます。この新市の付属機関である地域審議会設置について協議をいただくことにしております。10番目、地方税の取り扱いでございますが、これは各税目についてどういう調整を行うのかということについて協議をしていただきたいと思います。資料の6ページになります。次に、その他必要な協定項目のところでは12番目から15番目につきましては、主に新市の組織、機構についての項目でございます。特別職の身分の取り扱い、条例、規則等の取り扱い、そして事務組織及び機構の取り扱い、そして一部事務組合の取り扱いについてそれぞれ協議をしていただきます。16番目、使用料、手数料の取り扱い、そして一つ飛びますけれども、18番目の補助金、交付金の取り扱い、これにつきましても各市町で現在取り扱いが違っている部分については調整を図る必要があります。特に補助金につきましては、合併関係市町村が従来行ってきた補助制度の経緯、実情を十分把握しながら、新市の振興にどのように役立てていくのかを明確にして、新市の財政状況も考慮しながら協議を行っていただきたいと思います。17番目、公共的団体等の取り扱いでございますが、この公共的団体とは、書いてありますけれども、「農業協同組合等の協同組合、商工会等の産業経済団体、そして青年団、女性団体等の文化事業団等の公共的活動を営むすべての団体」と地方自治法にその規定がございます。合併特例法では、「合併関係市町村の区域内の公共的団体は、市町村の合併に際しては、合併市町村の一体性の速やかな確立に資するため、その統合整備を図るように努めなければならない。」とされており、新市としてこの一体感を醸成する意味からもこれらの団体への働きかけの基本方針について協議する必要があります。少し飛びますけれども、7ページをお開き、7ページですけれども、23番、消防団の取り扱いでございますが、住民の生命及び財産に直接大きな影響を及ぼすもので、災害時における指揮命令系統に支障が生じないように再編、統合など効果的かつ機動的な運営について協議する必要があります。25番目、各種事務事業の取り扱いでございますが、ここに広報広聴関係事業とか、消防防災関係、窓口業務、保健衛生事業、そして次のページ、8ページですけれども、環境衛生事業、福祉関係、農林水産関係、商工観光関係、そして建設関係、上・下水道関係、教育関係など20項目あります。各市町で実施している各種の事務事業のうち合併に伴い住民に大きな影響を与えるものや多額の経費を要するものであり、これまでの経緯、実情を考慮して、住民生活の低下にならないよう留意しながらその取り扱いについて協議を行っていただきたいと思います。各項目内容につきましては後ほどお目通しをお願いいたします。以上、主なものを簡単に説明いたしました。全部で51の合併協定項目を設定いたしました。次回審議をよろしく願います。これをもちまして合併協定項目につきましても事務局説明を終わります。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ただいま事務局の方から説明がございましたとおり、具体的な協議につきましては次回の協議会で協議をするということでございまして、事前にこういった内容を協議しますという内容の説明がございました。この件に関しまして何か特別ご意見が、ご質問がございませんか。

[「なし」と言う声あり]

特にご質問がなければ、よろしゅうございますかね。次回のその会議内容につきましては報告を終わらせていただきたいと思います。続きまして会次第の6、その他についてですが、事務局の方で何かございませんか。

○始良中央地区合併協議会事務局参事（仙場 裕也）

第4回協議会の開催日程についてご連絡いたします。会議資料の1ページでございます。会議次第の下の方でございますが、第4回協議会につきましては7月10日木曜日午後1時半から当国分シビックセンター多目的ホールで開催いたしますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

今日皆様方のここで打合せをする会議につきましては以上でございますけれども、何かご質問・ご意見等ございませんでしょうか。

[「なし」と言う声あり]

特にないようでございますので、本日の議長の役目を終わらせていただきたいと思います。ご協力ありがとうございました。

○始良中央地区合併協議会事務局参事（仙場 裕也）

これもちまして会議の方は終了させていただきます。

「散会 午後 1時25分」